

ワンズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
～ 育 休 ・ 介 護 休 （ 保 険 料 や 取 得 率 ） ・ 最 低 賃 金 / 事 務 ト ピ ッ ク ス ～
2025 / 8 / 26 317 号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717

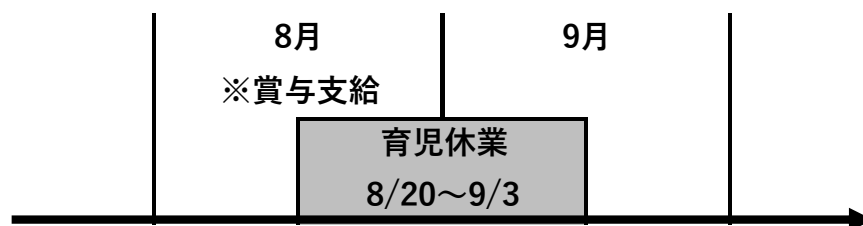


I. 育児休業中の社会保険料免除（賞与）

令和4年10月1日以降に開始した育児休業等については、賞与支給日の末日を含めて、連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。

例えば8月に賞与を支給した場合、8/31を含み1カ月以上の育児休業を取得した場合免除になります。月にかかる社会保険料の免除とは考え方が異なりますので、混同しないよう注意しましょう。

事例）賞与支給日が8月中で9月3日が育児休業終了日の場合



8月末日は育児休業期間中ですが、賞与支給日の末日である（8/31）を含む連続した育児休業が暦日で1カ月超にならないため、この場合は8月に支給された賞与の社会保険料は免除になりません。

II. 男性の育休取得 40% 前年度から大幅上昇 雇用均等基本調査

厚生労働省がまとめた令和6年度雇用均等基本調査結果で、男性の育児休業取得率が初めて4割を超えたことが明らかになりました。令和4年10月1日～令和5年9月30日の1年間に子供が生まれた男性労働者の取得率を調べたもので、6年10月1日までに産後パパ育休を含め育休を開始した割合は前年度調査の30.1%から10ポイント以上増え、40.5%に達しました。

配偶者が出産した労働者で育休を取得した男性のうち、子の出生後8週間以内に最大4週間取得できる産後パパ育休を取得した者は60.6%でした。

有期契約で働く男性の育休取得率は33.2%で、前年度の26.9%より6.3ポイント上昇しました。



Ⅲ. 介護休業取得 1.9% 前年度から微増 雇用均等基本調査

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は 1.9%（令和4年度 1.4%）でした。

介護休業者がいた事業所のうち、男女ともに介護休業者がいた事業所の割合は 3.3%（同 4.6%）、女性のみの事業所の割合は 72.9%（同 66.0%）、男性のみの事業所の割合は 23.8%（同 29.4%）でした。

Ⅳ. 令和7年度最低賃金の動向

令和7年8月4日に行われた中央最低賃金審議会で、今年の地域別最低賃金時間額の目安について答申がとりまとめられました。この目安通りに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は **63 円**

（昨年度は 51 円）となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降、過去最高額となります。また、上げ率に換算すると 6.0%（昨年度は 5.1%）となります。各都道府県の上げ額の目安については、**A ランク・B ランクともに 63 円、C ランクは 64 円**です。

目安通りに改定されれば、全都道府県で 1,000 円を超えます。都道府県ごとに答申を出して決定を待っているところですが、A ランクの目安額は 63 円であり、仮にそのまま改定された場合は次のとおりです。

都道府県	最低賃金時間額目安（令和6年+改定目安額）	発効年月日
埼玉	1,141 （1,078+63）円	（例年 10 月頃）
千葉	1,139 （1,076+63）円	
東京	1,226 （1,163+63）円	
神奈川	1,225 （1,162+63）円	

この秋に予定されている最低賃金の改定に備えて、今一度、従業員の賃金が新たな最低賃金額を下回っていないかご確認ください。時間給社員については、最低賃金に合わせて時給をアップする時は、社員本人の社会保険資格取得や被扶養者の要件への影響も考慮することが必要です。

Ⅴ. 9月の事務トピックス

- 8月分の社会保険料の納付
- 8月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 固定資産税（都市計画税）（第2期分）の納付
- 防災訓練
- 健康増進普及月間
- 障害者雇用支援月間

